



	富山市呉羽町字小竹堤 4112番9まで	変更後	最大 10.0 最小 10.0	16.2	
--	------------------------	-----	--------------------	------	--

### 富山県告示第391号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和4年11月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社 CAMPFIRE

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル5階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

富山県まちなか活性化応援モデル事業に係る寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和4年7月26日から令和5年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年7月26日

### 富山県告示第392号

富山県まちなか活性化応援モデル事業に係る寄附金の収納事務の委託  
について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、富山県

まちなか活性化応援モデル事業に係る寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年11月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 委託した相手方の名称及び所在地

株式会社 CAMPFIRE

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル5階

2 委託内容

富山県まちなか活性化応援モデル事業に係る寄附金の収納事務

3 委託年月日

令和4年7月26日

**富山県告示第393号**

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年11月24日県営農地整備事業笹川地区横尾換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年11月25日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第394号**

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年11月24日県営農地整備事業笹川地区笹川換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年11月25日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年11月25日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市杉木一丁目 183番			石川県金沢市泉野町一丁目9番9号	中央土地建物株式会社

正 誤

令和 4 年11月15日付け号外富山県選挙管理委員会告示第66号「政治団体の解散届出の公表について」表中

頁	項	誤	正
3	政治団体の名称	砂田義昭後援会	砂田喜昭後援会